ＤＮＡシーケンサー
仕様書

令和８年１１月

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

1.	調達の背景及び目的 本機器は蛍光標識したDNAをキャピラリー電気泳動で分析することで、DNAの塩基配列を決定する装置である。当研究所では抗菌試験や異物分析の試験において、必要に応じて生物種（菌種）の同定を行っており、その際に本装置を使用している。 これらの試験の信頼性を維持するために、本装置をより高性能な機器に更新することとした。	
2.	調達物品の名称、数量及び構成内訳	
	名称:	DNAシーケンサー
	数量:	1式
	内訳:	1. DNAシーケンサー本体一式（新品）
		2. 消耗品カートリッジ一式（新品）
3.	機器の性能、機能、規格等	
	3-1.	＜DNAシーケンサー本体＞
	3-1-1.	キャピラリー電気泳動法によるDNA塩基配列分析が可能であること。
	3-1-2.	キャピラリー数は4本以上であること（同時分析可能な試料数が4試料以上であること）。
	3-1-3.	サンガーシーケンシング法に対応した分析が可能であること。
	3-1-4.	BigDye™の蛍光標識試薬に対応していること。
	3-1-5.	キャピラリー、ゲル、泳動バッファーはカートリッジ式で供給されたものを装置に取り付けて使用出来ること。
	3-1-6.	データ読み取り速度は60分で500塩基以上、最大読み取り塩基長は700塩基以上であること。
	3-1-7.	シークエンス解析およびフラグメント解析の両方が可能であること。また、解析後のデータはAB1形式およびFASTA形式のファイルでUSBメモリーに出力可能であること。
	3-1-8.	電源電圧は単相AC100 V（60 Hz）に対応していること。
	3-1-9.	制御用PCを接続せず、本体だけですべての操作が行えること。
	3-1-10.	光源は半導体レーザーであること。
	3-1-11.	消耗品カートリッジの使用回数または残量を本体側で確認できること。
	3-2.	＜消耗品カートリッジ＞
	3-2-1.	キャピラリー、ポリマー、泳動バッファーはすべて専用のカートリッジ式で供給され、装置本体にそのまま装着可能であること。
4.	設置条件	
	4-1.	設置場所

		・大阪府和泉市あゆみ野 2-7-1 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 本部・和泉センター ・本館 4 階　C-413　酵素活性測定室
	4-2.	設置許容寸法
		・幅 500 mm × 奥行 800 mm × 高さ 800 mm （※机上に設置可能であること。高さは机の高さを含まない。）
	4-3.	設置許容重量
		・60 kg
	4-4.	電源
		・単相 60 Hz、AC100 V・15 A の電源で動作可能なこと。
	4-5.	耐震対策
		・耐震ゴム、ストッパー等を用いて、装置本体が容易に移動しないよう対策すること。
5.	納入期限	
		令和 9 年 3 月 31 日（水）
6.	検査	
		検査項目は以下の通りとする。 ・員数検査 ・外観検査 ・性能検査 なお、検査用の試料及び消耗品は受注者が用意すること。
7.	職員研修	
		本装置について、以下の研修を当研究所職員に対して行うこと。なお、研修時間はのべ 3 時間（担当職員 3 名に対して、1 時間/日を 1 日）以上行うこと。 ・構造及び操作方法 ・保守点検方法 ・安全対策及び緊急時対応 なお、研修用の資料、試料及び消耗品等が必要な場合は、受注者が用意すること。
8.	その他	
	8-1.	受注者は装置の搬入、設置又は据え付け、調整、研修及び検査については所定の納入期限までに行うこと。装置の搬入、設置又は据え付けに要する

		諸費用は受注者の負担とする。
	8-2.	装置の設置等に際して、設置予定場所の寸法、搬入経路、床耐荷重等及び装置の稼働に必要な電気、冷却水、給水、排水、ガス配管等の既設の設備の仕様を事前に確認すること。また、既設の設備によって装置が正常に稼動するような措置を講じることとし、設備の追加や改修等の付帯工事、接続作業及び調整等が必要な場合は、全て受注者の負担により実施すること。
	8-3.	装置の搬入、設置又は据え付け、付帯工事、接続作業及び調整等を行うにあたっては、事前に担当者と十分協議すること。また、これらの実施にあたっては、当研究所の業務に支障をきたさないよう十分に配慮すると共に、万一、業務や建物設備等に損害が生じた場合は、受注者の責任において、これを補償すること。
	8-4.	装置の操作方法に対して疑義が生じた場合、技術員の派遣指導、又はその他の適切な方法によって適宜対応すること。
	8-5.	検査完了後 1 年を装置の保証期間とし、正常な使用状況において発生した故障については、速やかに無償にて修理又は交換すること。
	8-6.	検査完了後 1 年を経過した後の有償期間においても、故障が発生した場合は、速やかに故障部品の交換や補修を行なうなどの措置を講じ、当研究所の業務に支障をきたさないようにすること。
	8-7.	当該装置が製造中止になったとしても、製造中止後 5 年間は装置の性能維持に必要な部品の供給および消耗品カートリッジ等の装置稼働に必要な消耗品の供給を確保すること。
	8-8.	装置の説明、使用方法、点検方法、トラブル時の対処方法などを記した日本語のマニュアルを紙媒体で 1 部以上または電子媒体で 1 式提出すること。
	8-9.	当該装置を設置・運用するにあたり、各種法令に基づき、申請あるいは届け出が必要な事項がある場合は、それを通知するとともに必要な書類を提出すること。
	8-10.	機械に関する危険性等の通知について規定している労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 13 に基づき「残留リスク一覧」を提出すること。
	8-11.	本仕様書に定める以外の項目で疑義が生じた場合は、双方協議のうえで対応すること。
		以上